

留学生交流支援制度 担当部課長 殿

独立行政法人日本学生支援機構

留学生事業部長

鈴木 美智子

(公 印 省 略)

留学生交流支援制度に係る実施報告の提出について

留学生交流支援制度（短期受入れ・短期派遣）については、制度の趣旨に即した成果が得られているかの確認等を行うため、募集要項及び事務手続きの手引き等により留学状況報告書等の提出が義務付けられているところです。下記のとおり提出期限の厳守や提出内容に不備がないよう、改めてご留意願います。

留学状況報告書等が提出期限を過ぎても提出されない場合並びに提出物の提出漏れ、記述内容不十分及び支給対象者の署名未記載等がある場合は、支給済みの奨学金を返還していただくとともに、次年度の本制度割当数の削減や今後の本機構実施の留学生支援諸事業への申請・参加をご遠慮いただくことがありますので、くれぐれもご注意ください。

報告書の提出方法や提出期限等については、下記「事務手続きの手引き」をご参照ください。

記

○平成25年度留学生交流支援制度（短期受入れ）事務手続きの手引き  
掲載URL：[http://www.jasso.go.jp/scholarship/short\\_term.html](http://www.jasso.go.jp/scholarship/short_term.html)

○平成25年度留学生交流支援制度（短期派遣）事務手続きの手引き  
掲載URL：[http://www.jasso.go.jp/scholarship/short\\_term\\_h.html](http://www.jasso.go.jp/scholarship/short_term_h.html)

以上

本件に関する照会先：

独立行政法人日本学生支援機構 国際奨学課 短期留学担当

〒135-8630 東京都江東区青海 2-2-1

TEL 03-5520-6030 FAX 03-5520-6031

E-mail [ukeire-t@jasso.go.jp](mailto:ukeire-t@jasso.go.jp)（短期受入れ）

[haken-t@jasso.go.jp](mailto:haken-t@jasso.go.jp)（短期派遣）